

令和6年度事業計画書

自 令和6年4月 1日

至 令和7年3月31日

一般財団法人 中部貸切バス適正化センター

令和6年度事業計画

1. 貸切バスの輸送の安全を阻害する行為の防止その他道路運送法又は同法に基づく命令の遵守に関する貸切バス事業者に対する指導

(1) 巡回指導

巡回指導は、悪質事業者の国への通報及び事業者の法令遵守状況の継続的な確認を通じて、国の監査機能を補完し業界の自主的改善を促進することにより、貸切バス事業における事故防止を徹底し業界全体の安全意識を向上させることを目的としており、当センターは、中部運輸局、各県バス協会等と緊密な連携を図り、巡回指導活動に必要な情報を収集して、適正化事業の効率的な運営を図っている。

令和6年度については、事業区域内に存する貸切バス営業所（国が監査を実施した又は実施する予定の営業所及び令和6年度巡回指導方針で示された「※優良営業所」を除く）を基本に、実施する。実施計画は下記のとおりである。

なお、静岡県バス協会加入営業所にかかる巡回指導については、令和5年度と同じ55件を静岡県バス協会に業務を委託する。

(巡回指導実施計画)

6年度	実施営業所数	愛知	静岡	岐阜	三重	福井
計	309 (55)	118	66 (55)	50	33	42

() 内は静岡県バス協会委託分で内数

※優良営業所とは、安全性評価制度による3ツ星の評価認定を受けている事業者で、令和4年度及び令和5年度の2回の巡回指導において「否」の判定が1つもない営業所

(2) メールによる情報提供

希望する事業者に対して、行政等からの情報等をメールにより情報提供する。

なお、情報提供する事業者数については、巡回時や運転者育成研修の案内時に協力依頼を行った結果、大幅に増加した。引き続き機会を捉えて協力依頼を行い提供事業者数増加につなげていきたい。

(3) 事業者講習会

中部運輸局主催の貸切バス事業者講習会に参加し、令和5年度の巡回結果を説明するとともに、特に指摘事項の多い項目に関して注意喚起を行う。

2. 貸切バス事業者以外の者による貸切バス事業を営む行為の防止を図るための啓発活動

行政やバス協会等が行う活動に積極的に参加し協力するとともに、行政に情報提供する。

3. 貸切バスに関する秩序の確立に資するための啓発活動及び広報活動

バス協会等が行う周知活動に積極的に参加し、重大事故を招く悪質な運転等を防止するための啓発活動を関係機関と連携し行い、コンプライアンス体制の確立を図るとともに、当法人の周知活動にも努める。

4. 貸切バスに関する旅客からの苦情の処理

現状における旅客からの苦情処理は、行政、バス協会、消費者センターに寄せられていると思われ、当法人には寄せられていない。当法人に寄せられた場合は、適切、迅速な処理に努め、事業者指導等を行うとともに、行政に情報提供する。

5. 貸切バス事業の用に供する自動車の運転者の育成を図るための研修

道路運送法その他の法令に基づき運転者が遵守すべき事項に関する知識のほか、事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために必要な運転に関する技能及び知識等を習得させること等を目的として実施する。

令和6年度は、アンケート結果の要望等も加味しながら実施していきたい。